

令和6年度の後期高齢者医療保険料



☎ 健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

保険料は、加入者の医療費に充てられる大切な財源です。必ず期限までに納めましょう。

保険料の額

保険料率は2年ごとに見直され、県内均一です。

保険料額(年額)
限度額80万円^{※1}

=

均等割額
被保険者1人当たり
58,000円

+

所得割額
(総所得金額等－43万円)
×10.98%^{※2}

- ※1 3月31日までに75歳になった被保険者は、限度額が73万円になります。
- ※2 令和5年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額が58万円までの人は、所得割率が10.80%になります。

保険料の軽減

所得が低い人や会社の健康保険などの被扶養者だった人の保険料は軽減されます。

◆所得が低い人への均等割額軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計金額	均等割の軽減額
[43万円＋10万円×(給与・年金所得者の数－1)]以下の世帯	7割
[43万円＋(29.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与・年金所得者の数－1)]以下の世帯	5割
[43万円＋(54.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与・年金所得者の数－1)]以下の世帯	2割

◆被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

75歳の誕生日の前日に被用者保険の被扶養者だった人は、資格取得後2年間は保険料均等割額が5割軽減されます。所得割はかかりません。

菊陽町役場庁舎等整備検討委員会の公募委員を募集



☎ 財政課 管財係 ☎(232)2130

町では、これからの庁舎整備の在り方について検討する委員会を設置します。この会議に参加する公募委員を次のとおり募集します。

- ◆任期 任命日から令和7年3月31日(月)まで
- ◆応募資格
- 次の全てに当てはまる人
- ①町内に引き続き2年以上住所を有し、かつ応募時の年齢が満18歳以上の人
 - ②公募委員に選任される日において、本町の他の付属機関などの委員に2以上選任されていない人
 - ③行政機関の職員または議会議員でない人
- ◆募集人数 2人
- ◆会議
- 6月から令和7年3月の平日昼間に3回程度
- ◆謝礼など 町の規定に基づき支給

◆応募方法

応募フォーム・電子メール・郵送・持参のいずれかで応募する。

※右下のQRコードから応募フォームに進み、必要事項を入力してください。応募フォーム以外で申請する人は、町ホームページまたは財政課にある応募用紙を提出してください。

【応募先】

〒869-1192
財政課 管財係
メール：zaisei@town.kikuyo.lg.jp



◆応募期限

4月24日(水)(郵送の場合、当日消印有効)

◆選考および結果通知

応募の動機や意見などから選考します。選考結果は応募者全員に通知します。

国民年金 こんなときはこんな届出を



☎ 熊本西年金事務所 ☎(355)3261
☎ 健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。

こんなとき	どうする	届け出先
厚生年金・共済組合加入の勤務先に就職した	厚生年金・共済組合加入手続き(20歳以上60歳未満の被扶養配偶者も手続きが必要)	勤務先
厚生年金・共済組合加入の勤務先を退職した	国民年金加入手続き(20歳以上60歳未満の被扶養配偶者も手続きが必要)	年金事務所または健康・保険課
配偶者(第2号被保険者)の扶養になった	種別変更手続き	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れた		年金事務所または健康・保険課
年金手帳・基礎年金番号通知書を紛失した	再交付手続き	第1号被保険者：年金事務所または健康・保険課 第2号被保険者：勤務先または年金事務所 第3号被保険者：年金事務所
納付書を紛失した	納付書の再発行を依頼する	年金事務所
保険料を納めることが経済的に難しい	保険料・納付猶予申請または学生納付特例申請手続き	年金事務所または健康・保険課
老齢基礎年金額を増やしたい	付加保険料納付申し出手続き	年金事務所または健康・保険課
	国民年金基金加入手続き	全国国民年金基金熊本支部 ☎0120(65)4192
老齢基礎年金受給資格期間を満たしたい、老齢基礎年金額を満額に近づけたい	任意加入手続き	年金事務所または健康・保険課
海外に転出するが国民年金に加入したい(日本国籍の人)	任意加入手続き	健康・保険課
出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)に第1号被保険者の期間がある	産前産後期間免除申請手続き(平成31年2月1日以降の出産に限る) ※出産予定日の6カ月前から申請可	
20歳前に結婚していた人が20歳になった	第2号被保険者の被扶養配偶者は、第3号被保険者の手続き ※第1号・第2号被保険者は手続き不要です。	配偶者の勤務先

第1号被保険者：自営業、農林漁業、アルバイト、無職、学生などで20歳以上60歳未満の人
第2号被保険者：厚生年金・共済組合に加入している会社員、公務員などで原則65歳未満の人
第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

令和6年度国民年金保険料月額16,980円です。

納付書は、4月上旬に日本年金機構が送付します。納め忘れない口座振替やクレジットカード払いがおすすめです。納付方法の変更などを希望する人は、年金事務所または健康・保険課で手続きしてください。